



北労発基 0728 第 1 号
令和 8 年 7 月 28 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
村松 達也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金
- 2 北海道鉄鋼業最低賃金
- 3 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金